

# 総 則

## 1 改訂の基本的なねらい

今回告示された高等学校学習指導要領は、教育課程審議会の答申を受け、現行の学習指導要領の基本的な方針を継承しつつ、完全学校週5日制の下で、「ゆとり」の中で「特色ある教育」を展開し、生徒に自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を育成することを基本的なねらいとして改訂されたものである。

具体的には、総合的な学習の時間の創設や新教科「情報」、「福祉」の設置、卒業に必要な修得総単位数や必履修教科・科目の最低単位数の縮減、選択必修の導入と生徒の選択幅の拡大、学校設定教科・科目の導入などにより、各学校が創意工夫を生かした教育活動を展開できるようにした。改訂の基本的なねらいは次のとおりである。

改 訂	現 行
<p><b>1 豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること</b>            他人を思いやる心、豊かな感性、ボランティア精神、正義・公正を重んじる心、社会生活上のルールや基本的モラルなどの倫理観の育成を重視するとともに、我が国の歴史や文化・伝統に対する理解と愛情を深め、異文化の理解と国際協調の精神を培う。</p>	<p>○ <b>心豊かな人間の育成</b>            教育活動全体を通じて、生徒の発達段階や各教科・科目の特性に応じ、豊かな心を持ち、たくましく生きる人間の育成を図ること。</p> <p>○ <b>文化と伝統の尊重と国際理解の推進</b>            我が国の文化と伝統を尊重する態度の育成を重視するとともに、世界の文化や歴史についての理解を深め、国際社会に生きる日本人としての資質を養うこと。</p>
<p><b>2 自ら学び、自ら考える力を育成すること</b>            知的好奇心、探究心をもって、自ら学ぶ意欲を身に付けるとともに、論理的な思考力や判断力、表現力、問題解決能力を育成し、創造性の基礎を培い、社会の変化に主体的に対応し行動できるようにする。</p>	<p>○ <b>自己教育力の育成</b>            社会の変化に主体的に対応できる能力の育成や創造性の基礎を培うことを重視するとともに、自ら学ぶ意欲を高めるようにすること。</p>
<p><b>3 ゆとりのある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実すること</b>            社会生活を営む上で必要な基礎的・基本的な内容に教育内容を厳選し、その確実な定着を図るとともに、学習の選択幅の拡大を図る。</p>	<p>○ <b>基礎・基本の重視と個性を生かす教育の充実</b>            国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視し、個性を生かす教育を充実するとともに、中学校教育との関連を緊密にして各教科・科目等の内容の一貫性を図ること。</p>

- |  |  |
|--|--|
| <p>4 各学校が創意工夫を生かし特色ある教育、特色ある学校づくりを進めること</p> <p>教育課程の基準の大綱化・弾力化を図り、各学校が、地域や生徒の実態に応じ創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、特色ある学校づくりを進める。</p> |  |
|--|--|

学習指導要領の主な改善内容を改訂の基本的なねらいごとにまとめると、次のとおりである。

- (1) 豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること
  - ・ 進んで国際社会に貢献し、未来を拓く主体性のある日本人を育成する。
  - ・ 異文化を理解し、尊重する態度を育成する。
  - ・ ボランティア活動や就業体験等を通じて、勤労の尊さや社会奉仕の精神を涵養する。
  - ・ 社会生活における役割や自己責任の自覚を育成する。
- (2) 自ら学び、自ら考える力を育成すること
  - ・ 課題研究や主題学習等を通じた体験的、問題解決的な学習を充実する。
  - ・ 自らの意見や考えをもち、論理的に表現したり、相手の立場を尊重して討論したりする力を育成する。
- (3) ゆとりのある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実すること
  - ・ 卒業に必要な修得総単位数を、80単位以上から74単位以上に縮減する。
  - ・ 普通科の必修教科・科目の合計単位数を、最低38単位から31単位に縮減する。
  - ・ 専門学科、総合学科の必修教科・科目の合計単位数を、最低35単位から31単位に縮減する。
  - ・ 必修教科目を、複数の科目の中から履修できるようにする選択必修を基本に設定する。
- (4) 各学校が創意工夫を生かし特色ある教育、特色ある学校づくりを進めること
  - ・ 総合的な学習の時間を創設し、各学校が創意工夫を生かした教育活動を展開できるようにする。
  - ・ 学校設定教科・科目の導入や授業の1単位時間の弾力化などにより、教育課程や時間割編成の一層の弾力化が図られるようにする。

## 2 改訂の要点

### (1) 教育課程編成の一般方針

#### ア 教育課程編成の原則（第1款の1）

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開する中で、自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を

生かす教育の充実に努めなければならない。

第1款の1は、多くの知識を教え込むことになりがちな教育の基調を転換し、生徒に自ら学び自ら考える力、自分の意見や考えをもち、論理的に表現したり、討論したりする論理的思考力、判断力、コミュニケーション能力、また、学び方やものの考え方、問題解決に主体的、自律的に取り組む能力など、生きる力を育成することを目指す今回の改訂の最も基本的な考え方を示したものである。

#### イ 道徳教育（第1款の2）

道徳教育を進めるに当たっては、特に、道徳的実践力を高めるとともに、自律の精神や社会連帯の精神及び義務を果たし責任を重んずる態度や人権を尊重し、差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。

高等学校における道徳教育について、現行の人間としての在り方生き方に関する教育を行うという基本的な考え方は継承し、総合的な学習の時間も含め学校の教育活動全体を通じて適切な指導を行うこととしている。特に、心の教育の観点から、豊かな心をはぐくむことを重視し、道徳教育の一層の充実を目指している。

なお、今回の改訂では、就業やボランティアにかかわる体験的な学習の充実、ガイダンス機能の充実、「産業社会と人間」や総合的な学習の時間における自己の在り方生き方の考察に関する学習などを示し、教育活動の様々な場面で人間としての在り方生き方に関する指導が一層適切に行われるよう留意している。

#### ウ 体育・健康に関する指導（第1款の3）

学校における体育・健康に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、体力の向上及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科の指導の充実を図ることはもとより、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

今回の改訂においては、特に、薬物乱用、生活習慣病の兆候等の健康に関する新たな現代的課題に適切に対応するなど、体育に関する指導と併せて、健康に関する指導を充実する観点から、現行の「体育に関する指導」が「体育・健康に関する指導」に改められた。

このため、特別活動におけるホームルーム活動の健康や安全に関する活動、学校行事の健康安全・体育的行事などにおいても適切に指導することが重要である。

#### エ 体験的な学習の指導（第1款の4）

学校においては、地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するものとする。

今回の改訂では、現行の「勤労や奉仕にかかわる体験的な学習の指導」が「就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導」に改められた。

就業体験については、「産業社会と人間」、総合的な学習の時間、職業教育に関する配慮事項として示す（第2款の5の(2)、第4款の5の(1)、第6款の4の(3)及び(4)）とともに、ボランティア活動については、特に特別活動の内容の中に記載し、その扱いの充実が図られた。さらに、平成10年4月から、学校外におけるボランティア活動や就業体験を、科目の履修とみなし単位を与えることもできるようになっており、これらの制度を活用して体験的な学習の指導が適切に行われることが期待されている。

(2) 各教科・科目及び単位数等

ア 卒業までに履修させる単位数等（第2款の1）

卒業までに履修させる単位数は、現行では、80単位以上となっているが、完全学校週5日制の下での授業時数を考慮し、74単位以上とした。これは、卒業までに履修させる単位数の下限であり、各学校においては、生徒の実態等に応じ、また、週当たりの標準授業時数が30単位時間であることを踏まえ、適切に定めることとなる。

また、総合的な学習の時間の授業時数及び単位数については、第5款の7に基づき各学校において定めるものであり、総合的な学習の時間の単位数は卒業までに履修させる単位数の中に含んでいなければならない。

単位については、1単位時間を50分、35単位時間の授業を1単位とする考え方は現行と同様である。

イ 各教科・科目の内容の改善（第2款の2及び3）

(ア) 普通教科

教科	改訂科目数	現行科目数	主な内容・改善の観点
国語	6	8	自分の考えをもち、論理的に意見を述べる力や互いの立場や考えを尊重して言葉で伝え合う力、古典に親しむ態度などの育成を重視
地理歴史	6	6	日本の文化と伝統の特色についての認識を深め、国際社会に主体的に生きる日本人としての自覚の育成と問題解決的能力の育成の重視
公民	3	3	社会的事象に対する客観的で公正な見方や考え方を深め、人間としての在り方生き方について考える力の育成を重視
数学	7	6	数学的活動を通して創造性の基礎を培うとともに、社会生活において数学が果たしている役割についての理解を重視
理科	11	13	科学技術と人間生活とのかかわりについての理解を深めるとともに、理科を深く高度に学ぼうとする探究心の育成を重視

保健体育	2	2	心と体を一体にとらえ、「体育」は、運動に親しむ資質や能力の育成と体力の向上を、「保健」は、自らの健康を適切に管理し、改善する実践力の育成を重視
芸術	12	12	生涯にわたり芸術を愛好する心情や、個性豊かな芸術の能力を育てるため、選択の幅を拡大するとともに、鑑賞を重視
外国語	6	7	外国語を必修教科とし、実践的なコミュニケーション能力の育成や、スピーチ、スキットなどの言語の使用場面に即した指導を重視
家庭	3	3	男女が協力して家庭を築いていくことの重要性や高齢者の生活と福祉、衣食住や消費生活などに関する指導を重視
情報	3	—	必修教科として新設し、情報化の進展に対応した情報活用に関する基礎的な知識と技能の習得や情報社会に参加する態度等の育成を重視
計	10教科 59科目	9教科 62科目	社会の変化等に適切に対応するため、外国語を必修教科とするとともに教科「情報」の新設

(イ) 専門教科（職業教育に関する教科）

教科	改訂 科目数	現行 科目数	主な内容・改善の観点
農業	29	36	農業や環境保全などに関する基礎的な技術を身に付けた農業後継者等の育成を重視
工業	60	74	環境に配慮し、ものづくりに創意工夫を生かす実践的な技術者の育成を重視
商業	17	21	ビジネスの国際化、情報化に対応するための基礎的な能力を身に付けた人材の育成を重視
水産	20	24	漁業や航海等に関する基礎的な技術を身に付けた水産業後継者等の育成を重視
家庭	19	23	調理やファッションデザインなどに関する基礎的な技術を身に付けた人材の育成を重視
看護	6	6	看護に関する基礎的な知識と技術を身に付けた人材の育成を重視

情報	11	—	システムの設計・管理やマルチメディアに関する基礎的な技術を身に付けた人材の育成を重視
福祉	7	—	高齢者や障害者への介護サービスに対応できる知識と技術を身に付けた人材の育成を重視
計	8教科 169科目	6教科 184科目	社会の変化や産業の動向等に適切に対応するために「情報」、「福祉」の教科の設置とともに、既存の教科においても新科目を設置

#### ウ 新たに設置した教科（第2款の2及び3）

(ア) 普通教科については、教育課程審議会の答申を受け、次のような観点から「情報」を新設し、必修教科とした。

- a 高度情報通信社会が進展していく中で、情報を主体的に選択・活用できるようにしたり、情報の発信・受信の基本的ルールを身に付けるなど情報活用能力を培うとともに、情報化の影響などについての理解を深める必要がある。
- b 小・中・高等学校教育の一貫した系統的な教育を推し進め、コンピュータや情報通信ネットワーク等を含め、情報手段を活用できる基礎的な資質や能力を培う必要がある。
- c 高等学校においては、情報手段の活用を図りながら、情報を適切に判断・分析するための知識・技能を習得させ、情報社会に主体的に対応する態度を育てる必要がある。

(イ) 専門教科については、高度情報通信社会における情報関連の人材育成の必要性に対応するという観点から「情報」を、また、高齢社会の進展に伴う介護福祉士など福祉に関する人材養成の必要性に対応するという観点から「福祉」を新設した。

#### エ 学校設定教科・科目（第2款の4及び5）

(ア) 学習指導要領で示す教科・科目以外の教科・科目（現行のその他の科目、その他特に必要な教科）については、現行では、その名称、目標、内容、単位数等を設置者が定めることとしているが、今回の改訂では、それらを学校で定めることとし、その総称を学校設定教科、学校設定科目とした。

これらの措置はいずれも、学校や生徒の実態に応じた特色ある教育課程の編成により積極的な役割を果たすものである。

なお、外国語については、現行では、英語以外に「ドイツ語」、「フランス語」を示しているが、今回の改訂では、各学校で多様な外国語がより柔軟に開設できるよう、英語以外の科目は示していない。英語以外の外国語を学校設定科目として開設する際は、英語に関する科目の目標及び内容等に準じて行うものとする。

(イ) 総合学科の原則履修科目である「産業社会と人間」については、自己の在り方生き方について考えさせたりする上で重要な意義を有することから、学校設定教科に関する科目として設けることができることを特に示している。開設に当たっては、第2款の5の(2)に示された指導内容や指導方法についての配慮事項を十分勘案する

ことが必要である。

(ウ) 普通科における学校設定教科・科目の修得単位数は、現行のその他の教科・科目と同様、合わせて20単位までを卒業までに修得させる単位数に含めることができる。また、中等教育学校の後期課程及び併設型高等学校の普通科においては、現行と同様、30単位までとすることができる特例を設けている。

(3) 各教科・科目の履修等

ア 必履修教科・科目（第3款の1）

次の表に示すとおり、すべての生徒に履修させる必履修教科・科目については、現行の8教科に外国語及び情報を加え、普通教科10教科のすべてに必履修科目が設けられた。また、各教科における必履修科目については、保健体育を除き、2単位の科目を設け複数の科目の中から選択的に履修できる選択必修の考え方によっている。

また、必履修科目の単位数は標準単位数として示された単位数を下らないこととし、「生徒の実態及び専門教育を主とする学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合」には、標準単位数が2単位の科目を除き、単位数の一部を減じることができるとしているが、現行と同様に、例えば、専門学科において、普通教科を標準単位で編成した場合、専門教科の履修に困難が生じる場合など特別の事情がある場合に限られる。

必履修教科・科目一覧 ( ) 内は標準単位数

教科	改訂	現行
国語	国語表現Ⅰ(2)、国語総合(4)のうちから1科目	国語Ⅰ(4)
地理歴史	世界史A(2)、世界史B(4)のうちから1科目 日本史A(2)、日本史B(4) 地理A(2)、地理B(4) } のうちから1科目	左に同じ
公民	現代社会(2)又は[倫理(2)、政治・経済(2)]	現代社会(4)又は[倫理(2)、政治・経済(2)]
数学	数学基礎(2)、数学Ⅰ(3)のうちから1科目	数学Ⅰ(4)
理科	理科基礎(2)、理科総合A(2)、理科総合B(2)、 物理Ⅰ(3)、化学Ⅰ(3)、生物Ⅰ(3)、地学Ⅰ(3)のうちから2科目(理科基礎、理科総合A又は理科総合Bのうちから1科目以上を含むものとする。)	総合理科(4) 物理ⅠA(2)、物理ⅠB(4) 化学ⅠA(2)、化学ⅠB(4) 生物ⅠA(2)、生物ⅠB(4) 地学ⅠA(2)、地学ⅠB(4) } の5区分のうちから2区分にわたって2科目
保健体育	体育(7～8) 保健(2)	体育(7～9)ただし、全日制普通科については、9単位を下らないこと。 保健(2)
芸術	音楽Ⅰ(2)、美術Ⅰ(2)、工芸Ⅰ(2)、書道Ⅰ(2)のうちから1科目	音楽Ⅰ(2)、美術Ⅰ(2)、工芸Ⅰ(2)、書道Ⅰ(2)のうちから1科目、ただし、普通科については3単位を下らないこと。

外国語	オーラル・コミュニケーションⅠ(2)、英語Ⅰ(3)のうちから1科目	必履修教科・科目に該当せず。
家庭	家庭基礎(2)、家庭総合(4)、生活技術(4)のうちから1科目	家庭一般(4)、生活技術(4)、生活一般(4)のうちから1科目
情報	情報A(2)、情報B(2)、情報C(2)のうちから1科目	
計	13科目、31単位(最低合計単位数)	11～12科目、38単位(普通科における最低合計単位数)、35単位(専門学科、総合学科における最低合計単位数)

#### イ 専門教育を主とする学科における各教科・科目の履修(第3款の2)

専門学科における専門教科・科目の必履修単位数は、修得総単位数や必履修教科・科目の最低単位数の縮減を考慮するとともに、多様な教育課程の編成を可能にするため、現行の30単位以上から25単位以上に縮減した。商業に関する学科では、現行では、この単位数の中に外国語の単位を10単位まで含めることとしているが、今回の改訂では、専門教科・科目の履修単位数を確保する観点から、5単位までとした。なお、商業に関する学科以外の専門学科における、この単位数に含める普通教科・科目の単位数は、現行同様、5単位までである。

#### ウ 総合学科における各教科・科目の履修等(第3款の3)

総合学科の教育課程については、今回から、学習指導要領に基準を示すこととした。今回の改訂では、原則履修科目を、現行の、「産業社会と人間」、情報に関する基礎的科目、「課題研究」の3科目から、「産業社会と人間」の1科目のみにするとともに、「産業社会と人間」及び専門教科・科目の開設単位数の下限を、現行の30単位から25単位に縮減した。

### (4) 総合的な学習の時間

#### ア 教育課程上の位置付け(第4款の1)

地域や学校、生徒の実態等に応じて、横断的・総合的な課題についての学習や生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行う時間として、総合的な学習の時間を創設し、教育課程上必置とした。

#### イ 総合的な学習の時間のねらい(第4款の2)

総合的な学習の時間のねらいは、次のとおり、問題解決能力や学び方、ものの考え方など生きる力をはぐくむことであり、学習指導要領の改訂の趣旨を実現する上でも、また、特色ある学校づくりを進める上でも、極めて重要な役割を担うものである。

(ア) 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。

(イ) 学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにすること。

#### ウ 学習活動の例示(第4款の3)



総合的な学習の時間における学習活動が各学校において創意工夫を生かして展開されるようにする観点から、教科・科目のように内容等は定めず、次の三つの活動を例示するにとどめている。

(ア) 国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動

(イ) 生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について、知識や技能の深化、総合化を図る学習活動

(ウ) 自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動

学習活動(ア)のクロス・カリキュラム的な内容は小・中・高等学校共通であるが、(イ)、(ウ)は高等学校のみの例示である。(イ)は特定のテーマを深く掘り下げるような課題研究的な学習活動であり、(ウ)は総合学科で原則履修科目となっている「産業社会と人間」に関連した学習活動である。

総合学科においては、総合的な学習の時間における学習活動として、原則として上記の学習活動(イ)を含むこととしている(第4款の5の(3))。これに伴い、「課題研究」は総合学科の原則履修科目からはずされた。

すでに道内の高等学校では、「課題研究」や「産業社会と人間」、またその他の科目や学校裁量の時間における体験的な学習など、総合的な学習の時間に示唆を与える先導的な実践の蓄積があり、今後、各学校で総合的な学習の時間を具体的に計画する上で、参考になると考えられる。

エ 総合的な学習の時間の名称(第4款の4)

総合的な学習の時間の名称については、各学校において適切に定めるものとしている。

オ 配慮事項(第4款の5)

総合的な学習の時間においては、知識を教え込むのではなく、体験的、問題解決的な学習を取り入れることに配慮する必要がある。総合的な学習の時間の教科書は作成されず、教員免許も創設されない。各学校においては次の事項に配慮し、教科担任制という枠を超え、学校全体で指導体制を整えて実施することが重要である。

(ア) 自然体験やボランティア活動、就業体験などの社会体験、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論、ものづくりや生産活動など体験的な学習、問題解決的な学習を積極的に取り入れること。

(イ) グループ学習や個人研究などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制、地域の教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫すること。

カ 授業時数等(第5款の7)

総合的な学習の時間の授業時数は、卒業までに105～210単位時間を標準としているが、単位を付与することから、基本的に授業時数は35単位時間の倍数とすることが適切である。

また、同じ教育課程の適用を受ける生徒は、同じ時数の学習活動を行うこととしている。教育課程が異なっている場合は、学科ごとに時間配当が異なることもあり得る。

時間の配当については、「学校や生徒の実態に応じて、適切に配当するものとする」と定められており、年間35週行うことも、特定の学期又は期間に行うことも可能である。

また、2以上の年次にわたって行う場合も、例えば210単位時間を実施する際に、各学年ごとに70単位時間を実施する方法もあれば、1学年と2学年のみに105単位時間ずつ配当するなど、特定の学年にまとめて実施する方法もある。

#### キ 単位の認定（第7款の1）

生徒が指導計画に従って履修し、その成果が目標からみて満足できると認められる場合には、3～6単位の修得を認定し、その単位数は卒業までに修得させる単位数の中に含むものとしている。

#### ク 総合的な学習の時間の評価

評価に当たっては、教科・科目のように試験の成績により数値的に評価することはせず、指導要録においては所見等を記載することが適当である旨、教育課程審議会で提言されている。

#### ケ 職業学科における総合的な学習の時間（第4款の6）

職業学科においては、「課題研究」、「看護臨床実習」又は「社会福祉演習」の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって、「課題研究」等の履修の一部又は全部に替えることができる。

同様の成果が期待できる場合とは、例えば衛生看護科において、総合的な学習の時間で福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動を実施し、成果が認められる場合に、「看護臨床実習」の履修に替えることができることを意味している。

したがって、総合的な学習の時間において、国際理解についての学習活動を実施したような場合、学習内容の異なる「看護臨床実習」に替えることはできない。

逆に、「課題研究」等の履修をもって、総合的な学習の時間における学習活動の一部又は全部に替えることができる。この場合、その履修単位数は職業学科における専門教科・科目の必履修単位数に含まれる。

### (5) 各教科・科目、特別活動及び総合的な学習の時間の授業時数等

#### ア 週当たりの授業時数（第5款の2）

全日制の課程における週当たりの標準授業時数は、完全学校週5日制の実施に伴い、30単位時間とした。なお、授業の実施形態や履修形態の多様な単位制高等学校においては、この標準授業時数によらないことができることを明示している。

#### イ 特別活動の授業時数（第5款の4及び5）

特別活動については、部活動や学校外活動との関連などを考慮してクラブ活動を廃止し、ホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事から構成することとしている。ホームルーム活動は、各教科・科目と異なり、特定の学期又は期間に行うことはできず、毎週行わなければならないが、今回の改訂では、授業の1単位時間の弾力化を図っているので、現行の「少なくとも週当たり1単位時間以上を配当するものとする」という規定を「原則として、年間35単位時間以上とする」と改めた。

また、定時制の課程において、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動の授

業時数の一部を減じることができる。特別の事情とは、生徒の勤務の実態や交通事情などである。

ウ 授業の1単位時間（第5款の8）

現行では「授業の1単位時間は50分を標準」としているが、今回の改訂により、授業の1単位時間は一律に示さず、「各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする」と改められた。

(6) 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

ア 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成（第6款の1）

多様な各教科・科目を設け、生徒が自由に選択履修することができるよう配慮することとし、また、類型を選択して履修させる場合においても、その類型において履修できる科目以外の科目を履修させたり、生徒が自由に選択履修することができる科目を設けたりするよう配慮することとしている。

イ 各教科・科目の内容等の取扱い（第6款の2の(3)）

現行と同様に、あらかじめ計画して、各教科・科目の内容及び総合的な学習の時間における学習活動を「学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導すること」ができ、また、単位の修得の認定も「学期の区分ごとに」（第7款1の(3)）行うことができることとしている。

例えば、前期、後期の区分に応じて4単位科目を2単位ごとに、2単位科目を1単位ごとに分割することはいずれも可能である。

ウ 職業教育に関して配慮すべき事項（第6款の4の(3)及び(4)のア）

今回の改訂では、就業体験についての指導の充実を図っており、学科を問わず、学校においては就業体験の機会の確保に配慮すべきことを新たに示した。これにかかわって、現行では、職業教科・科目における実習時間数のうち、その10分の7以内の範囲で、現場実習をもってそれに替えることができることとしているが、今回の改訂では、一層幅広い就業体験を推進する観点から、就業体験をもって実習に替えることができると改めるとともに、時間数の制限も廃止した。この場合、就業体験は、その各教科・科目の内容に直接関係があり、かつ、その一部としてあらかじめ計画されることが必要である。

エ 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

(ア) ガイダンスの機能の充実（第6款の5の(2)）

生徒の選択の幅の拡大や進路の多様化等に伴い、生徒が適切な各教科・科目や類型を選択し学校やホームルームでの生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、ガイダンスの機能の充実を図ることとしている。また、特別活動においても、ホームルーム活動等の指導を工夫し、ガイダンスの機能の充実を図る必要がある。

(イ) 個に応じた指導の充実（第6款の5の(5)）

現行においても、生徒の学習内容の習熟の程度等に応じた学級編成など、個に応じた指導方法の工夫改善に努めることを示しているが、今回の改訂では、その一層

の充実を図る観点から、個別指導やグループ別指導、教師の協力的な指導（チーム・ティーチング）についても明示し、より具体的に指導方法や指導体制を示している。

(ウ) コンピュータ等情報手段の活用（第6款の5の(8)）

今回の改訂では、教科「情報」を新設するとともに、各教科における各科目にわたる内容の取扱いにおいても、学習の効果を高めるためにコンピュータや情報通信ネットワークなどを活用することを示しており、教育活動全体にわたって情報手段の積極的な活用を図ることが大切である。

(エ) 開かれた学校づくりの一層の推進（第6款の5の(11)）

現行においても、家庭や地域社会との連携や学校相互の交流を図ることを示しているが、今回の改訂では、さらに、豊かな人間性や社会性をはぐくむ観点などをも踏まえ、開かれた学校づくりを進めること、また、高等学校間や中学校、盲学校、聾学校及び養護学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒や高齢者などとの交流の機会を設けることを示している。

(7) 単位の修得及び卒業の認定

ア 2以上の年次にわたる分割単位認定（第7款の1の(3)）

1科目を2以上の年次にわたって分割履修したとき又は総合的な学習の時間における学習活動を2以上の年次にわたって行ったときは、各年次ごとにその各教科・科目について履修した単位又は総合的な学習の時間における学習活動に係る単位を修得したことを認定することとしている。

イ 学期の区分ごとの分割単位認定（第7款の1の(3)）

学期の区分ごとの単位修得の認定については、平成元年の改訂において、それまでの「特に必要な場合」という規制を「必要に応じ」に緩和し、一層弾力化を図ったが、今回の改訂では、単位制高等学校や2学期制を実施する学校の増加等を踏まえ、こうした規制は廃止した。

単位の修得の認定は、学期の区分ごとに可能であるが、学期の区分の途中ではできないことに留意すべきである。

また、すべての教科で画一的に実施すべきものではなく、単元のまとまりと学期の区分が合致するような場合などに実施することが適切である。

ウ 卒業までに修得させる単位数（第7款の2）

卒業までに修得させる単位数は74単位以上とする。これは卒業までに修得させる単位数の下限を示したものであり、各学校においては、生徒の実態等に応じ、生徒に修得させる単位数を定めることとする。週当たりの標準授業時数が30単位時間であることから、例えば、全日制の課程においては卒業までに87単位を、定時制課程においては76単位を履修させ、履修と修得を分離するなど一層弾力的な教育課程編成が可能である。

なお、普通科においては、学校設定科目及び学校設定教科に関する科目にかかわる修得単位数は、合わせて20単位までを卒業までに修得させる単位数に含めることができる。専門学科においては、専門教科・科目の必履修単位数が25単位を下らないこと

とするなどの制限があるため、学校設定科目及び学校設定教科に関する科目にかかわる修得単位数に制限を設けていない。

エ 大学入学資格検定合格科目の単位認定（第7款の4）

現行と同様に、定時制又は通信制の課程において、生徒が大学入学資格検定の受検科目に合格した場合、それに相当する各教科・科目の単位を修得したものとみなすことができることとしている。

(8) 通信制の課程における教育課程の特例

ア 面接指導の授業の1単位時間（第8款の1）

現行では、面接指導の1単位時間は「50分を標準とする」と規定されているが、今回の改訂により、「1単位時間は、50分として計算する」ものとし、全日制、定時制と同様に、1単位時間は、各学校において、各教科・科目の面接指導の単位時間数を確保しつつ、各教科・科目の特質を考慮して適切に定めることとしている。

なお、学校設定教科に関する科目のうち普通教育に関するものの添削指導の回数及び面接指導の単位数については、各学校が定めることとしている。専門教育に関するものについては、第8款の1に示されている表の専門教育に関する各教科・科目のとおり、添削指導2～3回、面接指導2～8回である。

イ 総合的な学習の時間の標準単位数（第8款の2）

通信制においては、総合的な学習の時間の学習量を授業時数としてではなく、単位数として示している。標準単位数は3～6単位とし、その添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、各学校において定めるものとしている。その際には、総合的な学習の時間が体験的、問題解決的な学習活動に配慮する必要があることを踏まえて、適切に定めることとしている。

ウ 特別活動（第8款の5）

特別活動については、クラブ活動を廃止した。ホームルーム活動を含めて、卒業までに30単位時間以上指導することとしている。

### 3 高等学校教育課程の基準の概要

※1 単位時間を50分として計算する。

	学 年 制					単 位 制	
	全 日 制			定 時 制	通 信 制		
	普 通 科	専 門 学 科	綜 合 学 科				
各教科・科目等	○普通教科10教科31単位以上	○普通科に同じ (ただし、専門教科・科目による代替可能) ○専門教科・科目25単位以上 (ただし、5単位まで普通教科・科目による代替可能)	○普通科に同じ ○「産業社会と人間」 ○「産業社会と人間」及び専門教科・科目を25単位以上開設	○全日制、学年制に同じ			
総合的な学習の時間等の履修等	○卒業までに105～210単位時間(※)を標準とし、学校が適切に配当	○普通科に同じ (職業学科については、「課題研究」等との代替可能)	○普通科に同じ ○課題研究的な学習活動を含むこと	○全日制に同じ	○標準単位数3～6単位	○学年制に同じ	
各教科・科目等の履修等	年間授業週数	○年間35週を標準		○学校が適切に定める	○添削指導及び面接指導による	○学年制に同じ	
	週当たり授業時数	○30単位時間(※)を標準		○学校が適切に定める		○制限なし	
	1単位の時間数	○35単位時間(※)を標準				○学年制に同じ	
授業の1単位時間	○学校が適切に定める (面接指導の授業)						
特別活動	○ホームルーム活動:年間35単位時間(※)以上 ○生徒会活動、学校行事:適切な時数			○全日制に同じ(ただし、ホームルーム活動の減可能)	○卒業までに30単位時間(※)以上	○学年制に同じ	
単位の修得等	修得総単位数	○74単位以上					
	学校設定教科・科目	○修得総単位数に含めることができるのは20単位まで(中等教育学校、併設型高校は30単位まで)			○制限なし		○全日制、学年制に同じ
	大検合格科目	○単位認定不可			○単位認定可能		○学年制に同じ
その他代替等	就業体験	○職業教科・科目の実習に代替可能			○代替不可		○学年制に同じ
	ホームプロジェクト	○家庭、農業及び水産の授業時数の10分の2以内を充てることが可能			○不可		
	実務代替	○実務代替不可			○実務代替可能		
	ラジオ・テレビ放送				○面接指導、特別活動の時間数の免除可能		